

# インターネット取引のトラブル(4) 最近の詐欺における 決済手段の悪用事例

原田 由里  
Harada Yuri

一般社団法人 EC ネットワーク理事  
2006年4月EC ネットワーク設立。ネット取引のトラブル相談にオンラインで対応。消費生活専門相談員、消費生活  
コンサルタント、消費生活アドバイザーの資格を持つ。

最近、被害者から直接金銭を受け取る際のリスクを回避する、新たな詐欺の手口が出てきています。具体的な手口を知り、そのしくみや問題点、解決方法などを考えてみます。



## プラットフォーム決済を悪用

大手ショッピングサイトや個人間取引等のプラットフォームは、利用者に対し多種多様な決済手段を提供しています。決済手段の多様化は利便性の向上につながりますが、この多様化に便乗し、詐欺被害者の支払手段としてそれらを悪用する手口があります。

### 事例1

(1) ネットでガーデニング商品を注文したところ、13桁(もしくは11桁)のコンビニの支払番号を知らされ、料金を支払ったが商品が届かない。業者にメールで問い合わせても返事がないので、受領書の支払先の手続きを大手ショッピングサイトに問い合わせたが、同サイトで購入履歴がないので調査不可とのことだった。

(2) スーツケースを注文したところ、業者から口座番号ではなく決済サービス専用の番号を知らされ、それを使ってATMから代金を支払った。商品発送の連絡が来ないため支払先の手続きを大手ショッピングサイトに問い合わせたが、お金の流れがつかめないという。明細票には、ショッピングサイト名で代金のみが記載されていた。

(3) 先月末航空券を購入し、10万円ほど支

払ったが、サイトと連絡が取れなくなった。後から調べたら、代金振込先は、電子マネーの個人間取引サイトの口座だった。

いずれの事例も、被害者の取引相手は詐欺サイトですが、代金の支払先が詐欺サイトではなく、ショッピングサイト等となっています。

**事例1-(1)と(2)**は、詐欺サイトが被害者の名義を使ってショッピングサイトで商品やギフト券を注文し、そのショッピングサイトへの支払いを被害者に肩代わりさせ、注文した商品やギフト券は詐欺サイトが受け取るといった流れと推測されます。そのため、被害者には、詐欺サイトからショッピングサイト等へのコンビニ支払いやATM振込用の番号だけが知らされ、支払い後に受け取る受領書等の支払先は詐欺サイトではなくショッピングサイト名になっています。この手口は、アダルトサイト等のワンクリック請求や不当請求にも悪用されています\*1。

**事例1-(3)**は、同様の手口で詐欺サイト側が電子マネーを受け取るケースですが、仮想通貨取引所への支払いを肩代わりさせ仮想通貨をだまし取る場合もあります。また、個人間売買や民泊等のプラットフォーム(仲介サイト)では、決済にエスクロー\*2を利用するため、売主と買主(ホストとゲスト)が「グル」になって「空売り」を行い、仲介サイトから発行された支払用

\*1 国民生活センター「速報! コンビニ払いを指示する架空請求にご注意! -詐欺業者から支払番号を伝えられていませんか?-」(2016年7月7日公表)  
[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160707\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160707_1.html)

番号を被害者に知らせるという手口もあります。

いずれも詐欺サイトに直接支払っていないため銀行口座凍結などが行えず、また、別サイトへの支払用番号しか知らされていないため、別サイト上での取引内容や詐欺師に関する情報が被害者には分かりません。支払いをするだけなら本人確認は不要で、仮に代金支払人と商品等受取人が違っていても外見上はプレゼントと区別がつかないという問題点もあります。

ショッピングサイトからの情報開示も容易ではないため、被害にあった場合は、すぐに警察に相談してください。被害届受理番号を取得し、併せて支払先となっているサイト運営者にも相談してください。

最近では、ショッピングサイトで支払いを行う際に画面上で注意喚起がなされたり、コンビニ店頭での声かけなども行われています。詐欺被害防止には、関係者がそれぞれできることをするといった流れが重要かと思えます。



## 後払い代行サービスを悪用

### 事例2

突然「商品発送しました」というメールが届き、後払い代行会社(以下、代行会社)から請求書が届いた。注文した覚えがなく、送信元の販売店に連絡したところ、「確かにあなたの名前、住所等で注文されている」「キャンセルの場合は2,000円支払ってもらう」と言われた。

後払い代行サービス(以下、後払い代行)のしくみは、『注文時に後払い代行を選択すると、代行会社より販売店に購入代金が先に支払われ、販売店が商品発送したのち、注文者には代行会社より請求書などが別途届き、支払先は代行会社となる』というものです(図)。販売店は先払い、注文者は後払いのメリットを享受できますが、利用上限額が定められており、注文者は支

払わないと次のサービスが受けられません。

事例2のように、詐欺師が注文者になりすまし、支払手段に代行会社を使って商品を注文し、商品のみ後から別の住所に転送させ、請求書だけが代行会社から被害者に届くという被害が発生しています。もちろん被害者は注文した覚えがないので、架空請求と勘違いして請求書を放置すると、代行会社から未払いとして代金回収がかかります。代行会社に連絡し事情を説明することで取り下げられることもありますので、覚えのないものは代行会社に連絡しましょう。

後払い代行では、他に「店と連絡が取れず商品未着で請求書が届いた」「二重に請求が来ている」などのトラブルもあります。

多数の被害者が出た、「コンビニで電子ギフト券やサーバ型電子マネーを購入して、裏面記載の番号を知らせてほしい」と言われ番号が盗まれる手口\*3では、これら不正に取得された番号が、個人間売買サイト等に出回りマネーロンダリングに利用されていることがあります。被害拡大防止のため電子マネー発行会社により凍結された番号を第三者が事情を知らず手にした場合、使用できなくても被害救済は難しいところです。

利便性の追求と引き換えに、なりすましや匿名性の高い決済手段が悪用されている点は、本号で紹介した被害も同じかもしれません。決済手段そのものが悪いわけではありませんが、安心・安全な決済手段に求められるものは何か、今後考えていく必要があるでしょう。

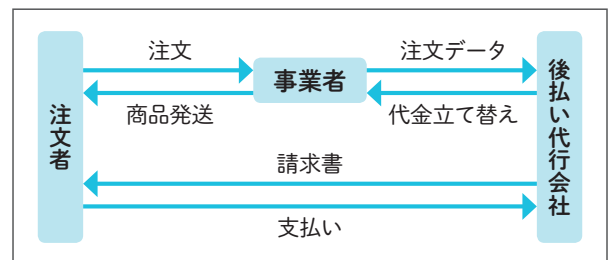


図 後払い代行サービスの基本的なしくみ

\*3 国民生活センター「プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意!! -『購入したカードに記載された番号を教えてください』は危ない! -」(2015年3月26日)  
[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20150326\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20150326_2.html)

\*2 ウェブ版「国民生活」2017年2月号、3月号「新・インターネットと上手につき合う」参照